

支援における地域資源活用への視点



社会福祉法人蒼溪会
施設長

ライフデザインボヤージュ
渡邊充恵

獲得目標

【獲得目標】

- ① 相談支援において地域資源を把握しネットワークを構築することの重要性について理解する。
- ② （自立支援）協議会の目的、仕組み、機能について理解する。
- ③ 各相談支援事業の役割と機能を理解し、相互が連携することにより地域において効果的な相談支援体制が構築されることを理解する。

本日の流れ

1. はじめに

2. 本論

- (1) 地域における相談支援体制整備
- (2) 地域資源を知ることとその活用
- (3) 地域課題の抽出
- (4) 地域課題の共有と課題解決
- (5) シンポジウム「自立支援協議会是我が事だ！」

様々な相談支援事業との連携

【Q 1】

あなたが、突然パニックを起こされ、どう支援すればよいかのSOSの相談を受けたとき、支援の方向性を導き出すためには、どこにアクセスして解決の糸口を探りますか？

【Q 2】

精神科病院からの地域移行の相談があなたの事業所に入りました。あなたは、どのようにして地域移行支援を展開すれば良いか迷った時に、どこへ協力を求めますか？

【Q 3】

医療的ケアを必要とする子どもの退院に向けア相談があなたの事業所に入りました。あなたは、子どもの地域移行支援と家族支援・兄弟支援・医療支援などの様々な調整とチーム支援を、誰と相談して具体的に進めて行こうと思いますか？

相談支援事業（制度）の概要

1. 指定相談支援事業

① 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業（市町村指定）

障害福祉サービス等を申請した障害者（児）について、サービス等利用計画の作成、及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を行う、計画相談支援による個別給付による相談支援事業

② 指定一般相談支援事業（都道府県指定）

地域相談支援といわれ、障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者の地域移行支援等の地域移行支援と、居宅で単身等で生活する障害者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる者について、常時の連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に緊急訪問や緊急対応等の個別給付による相談支援事業

2. 障害者相談支援事業（市町村地域生活支援事業の必須事業）

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行う、いわゆる基本相談の事業。事業者等への委託が可能であり、その割合が9割を超えるため、「委託相談」と呼ばれる。交付税が財源

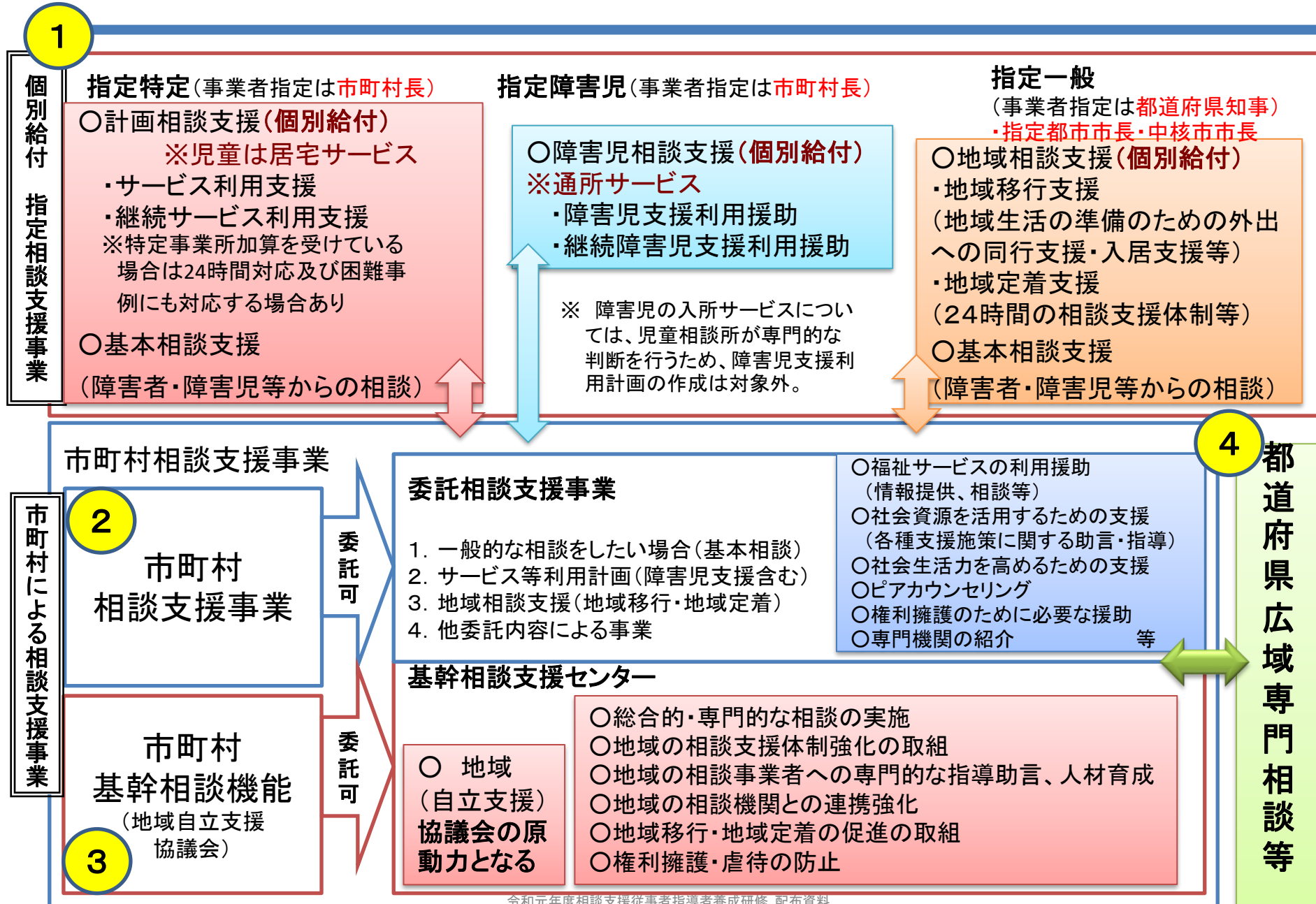
3. 基幹相談支援センター（市町村地域生活支援事業。一部は機能強化事業として補助）

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務や専門相談、権利擁護・虐待防止・成年後見制度利用支援事業、地域移行・地域定着とその体制整備、それらをつかさどる地域の相談支援体制整備として、地域の相談支援専門員への助言・育成・連携強化等に取り組む事業。交付税が財源だが、一部を機能強化事業として補助。

4. 広域専門相談（都道府県地域生活支援事業等様々な事業で展開）

障害特性等に基づく専門的相談（発達・難病・高次脳・視覚・聴覚・就労・触法・刑余者など）の広域的専門相談

それぞれの相談支援事業の役割と機能



地域における重層的な相談支援体制

＜第3層＞

c 地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など

- ・ 総合的・専門的な相談の実施
- ・ 地域の相談支援体制強化の取り組み
- ・ 地域の相談事業所への専門的な指導助言、人材育成
- ・ 地域の相談機関との連携
- ・ 地域移行・地域定着の促進の取り組み
- ・ 権利擁護・虐待の防止

主な担い手⇒基幹相談支援センター、地域自立支援協議会

＜第2層＞

b 一般的な相談支援

- ・ 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- ・ 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導）
- ・ 社会生活能力を高めるための支援
- ・ ピアカウンセリング
- ・ 権利擁護のために必要な援助
- ・ 専門機関の紹介

主な担い手⇒市町村（委託）相談支援事業所

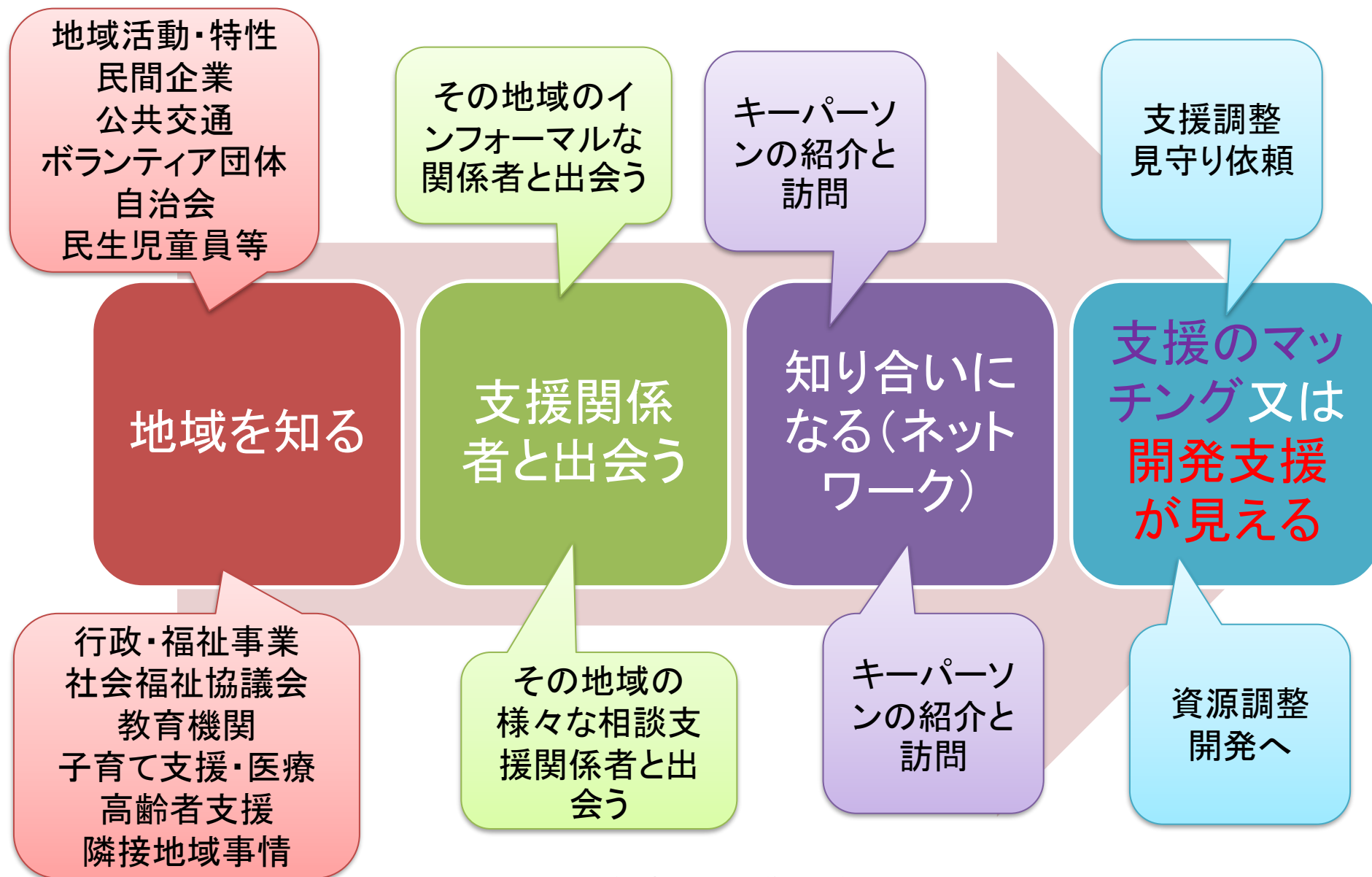
＜第1層＞

a 基本相談支援を基盤とした計画相談

- ・ 基本相談支援
- ・ 計画相談支援 等
- ・ サービス利用支援 ・ 継続サービス利用支援

主な担い手⇒指定特定相談支援事業所

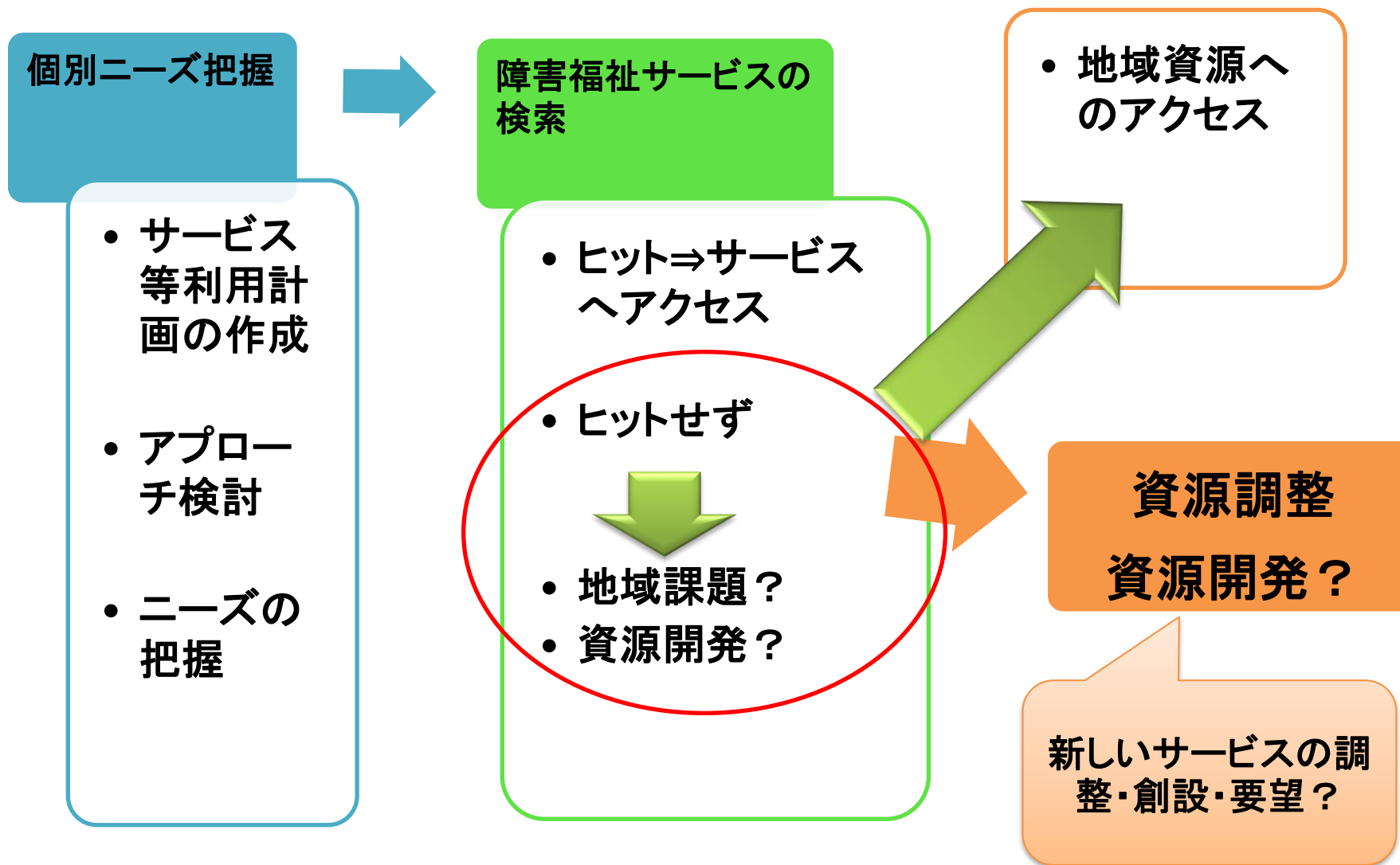
地域資源の把握・アクセスとネットワークへの参画



地域資源の把握・アクセスとネットワークへの参画

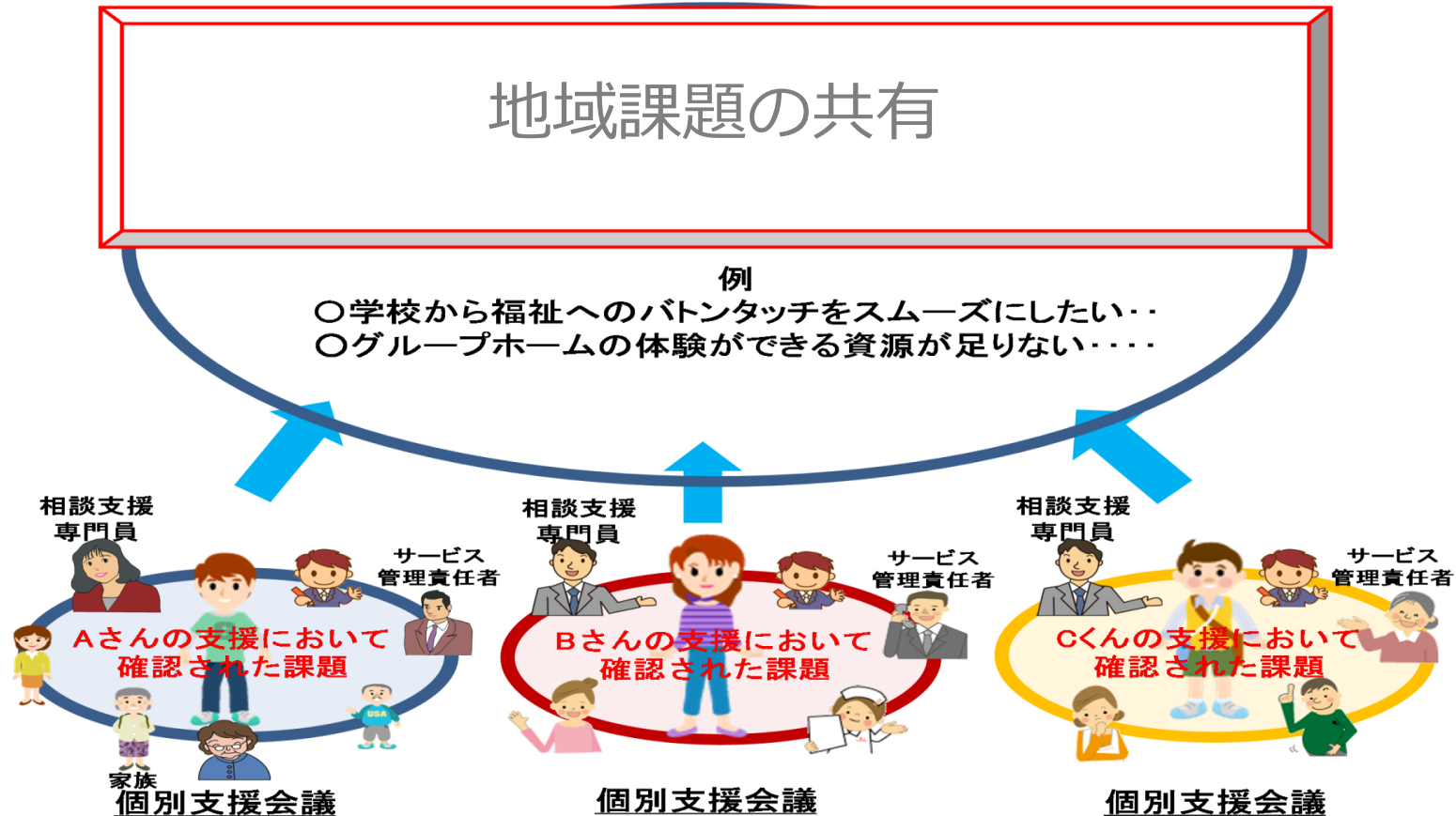


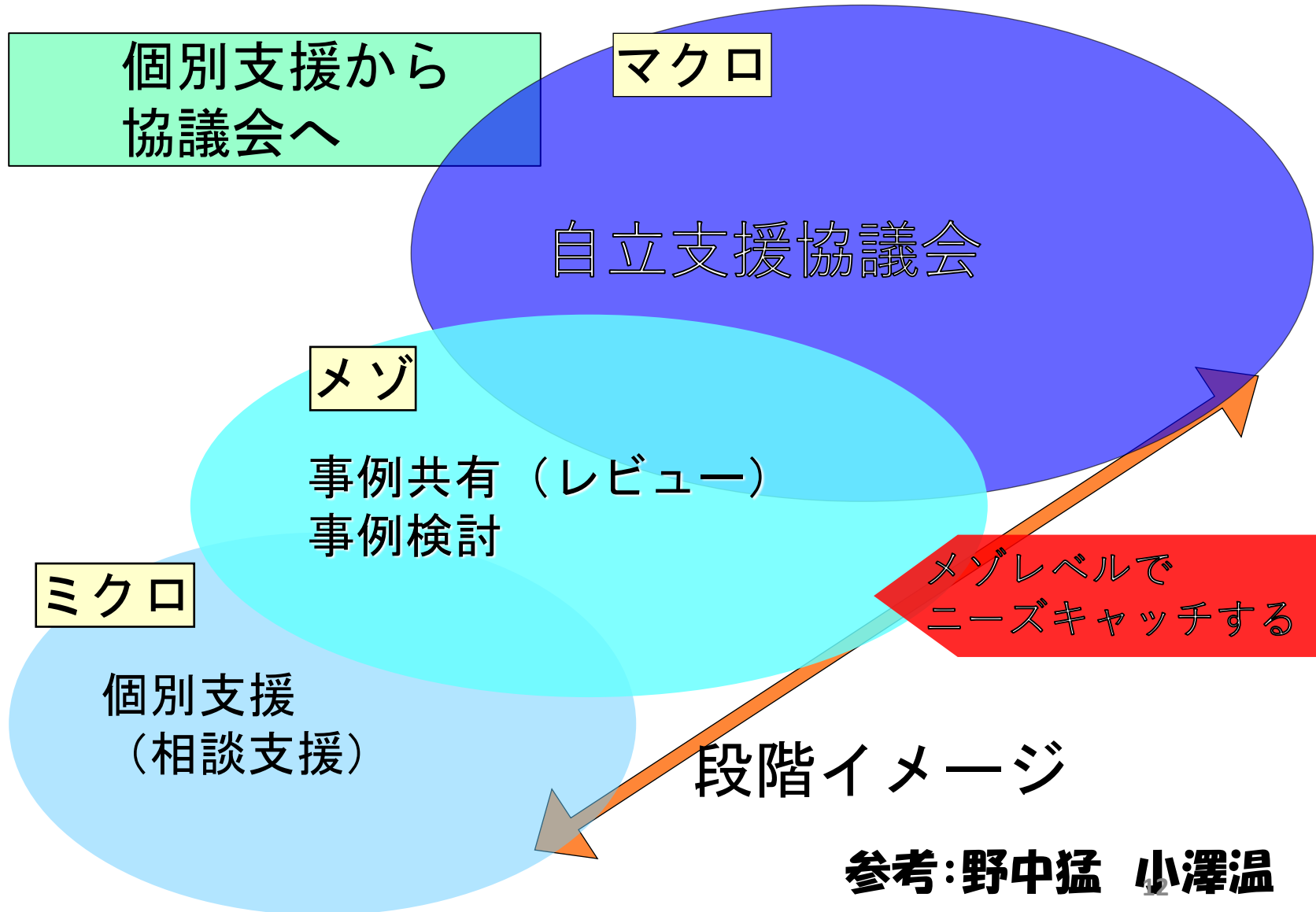
地域課題の認識の方法（気づき）



地域課題の共有

一人ひとりの支援（個別支援）の中で浮かぶ「すぐに解決できないニーズ」「資源・体制の不足・不備」…どうする





A photograph of Mount Fuji, the iconic snow-capped mountain of Japan, serves as the background for the text. The mountain is partially obscured by a layer of white clouds at its base. The sky above is a clear, vibrant blue.

自立支援協議会是我が事だ！

～山梨に生まれて良かった！に繋げる～

社会福祉法人 忠恕会
社会福祉法人 聖ヨハネ会
社会福祉法人 蒼溪会

秋山 潤
平賀久二仁
渡邊 充恵

障害福祉計画と(自立支援)協議会

(市町村障害福祉計画)

法第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

8 市町村は、第八十九条の三第一項に規定する協議会を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

(都道府県障害福祉計画)

法第八十九条 都道府県は基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他のこの法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

6 都道府県は、協議会を設置したときは、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

①法的根拠

(障害者総合支援法施行規則)

第六五の一五 法第七十八条第一項に規定する厚生労働省令で定める事業は、(略)、都道府県の区域内における相談支援の体制に関する協議を行うための会議の設置、(略)その他障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な事業であって広域的な対応が必要なものとする。

②役割

- 都道府県内の圏域事の相談支援体制の状況を把握・評価し整備方策を助言
- 相談支援従事者の研修のあり方を協議
- 専門的分野における支援方策について情報や知見を共有、普及
- その他(都道府県障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議、権利擁護の普及に関すること等)

③構成メンバー等

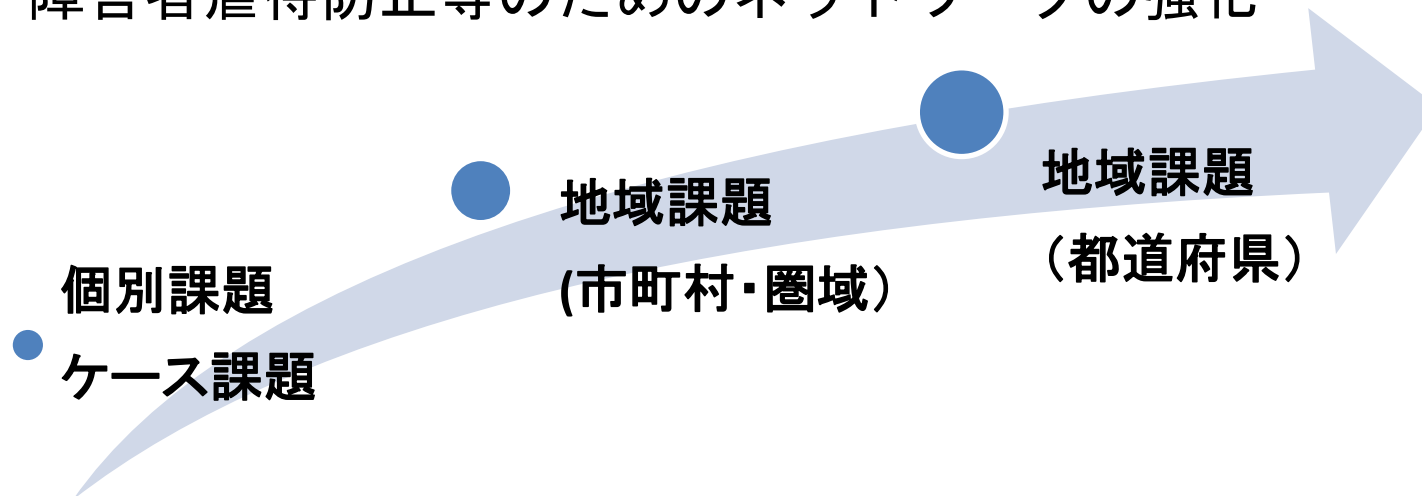
相談支援従事者、専門相談機関、更生相談所、児童相談所、教育委員会、学識経験者、市町村(協議会)代表、当事者・家族会代表、その他都道府県関係行政機関 等

市町村(自立支援)協議会

(目的)

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

- ① 障害者相談支援事業(主に委託相談)や基幹相談支援センターの検証や評価
- ② サービス等利用計画等の質の向上を図るための体制整備
- ③ 地域移行支援・定着支援の効果的な実施のための地域支援ネットワークの強化
- ④ 社会資源の開発の役割強化
- ⑤ 障害者虐待防止等のためのネットワークの強化



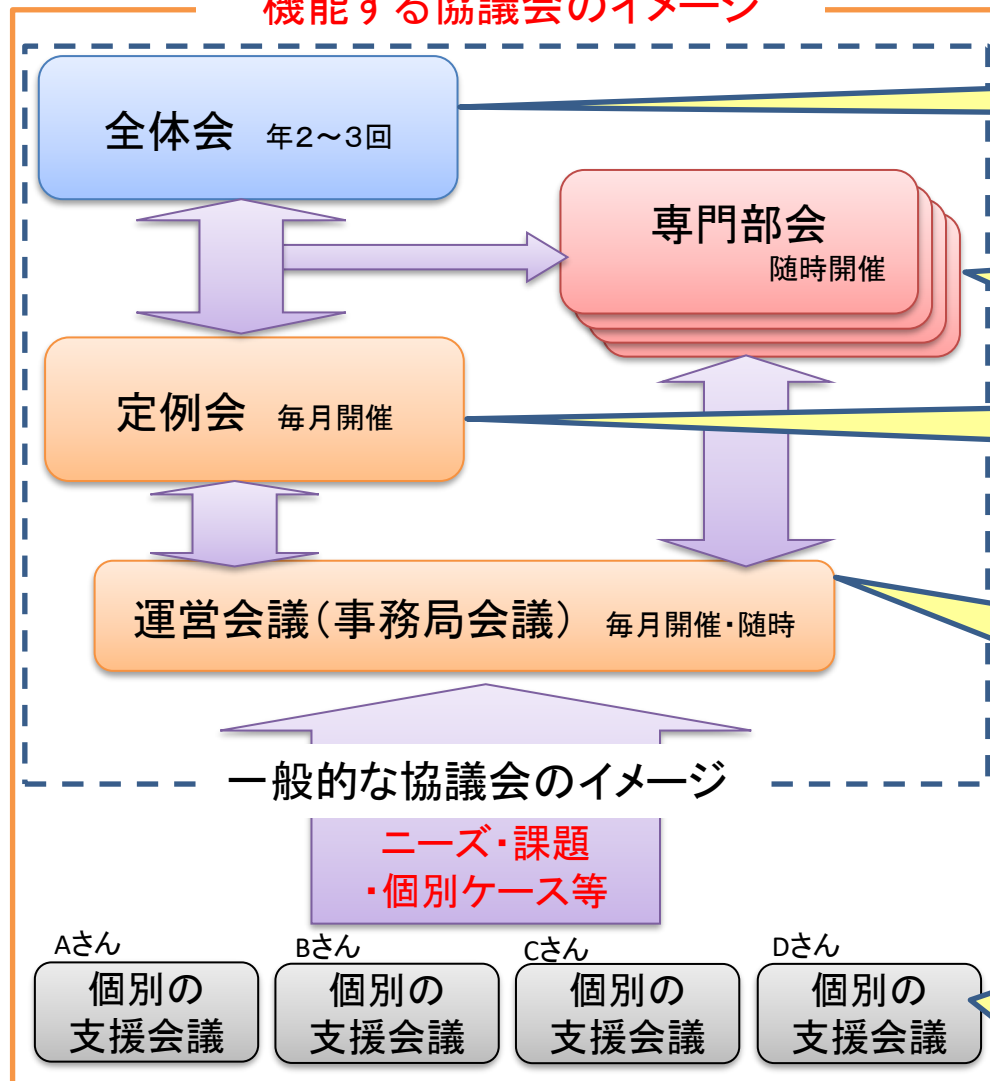
市町村(自立支援)協議会の機能

情報機能	・ 困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と情報発信 ☆少数の課題を大切に！ ☆課題の蓄積を地域ニーズに！
調整機能	・ 地域の関係機関によるネットワーク構築 ・ 困難事例への対応のあり方に対する協議、調整
開発機能	・ 地域の社会資源の開発、改善
教育機能	・ 構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	・ 権利擁護に関する取組を展開する
評価機能	・ 中立公平性を確保する観点から、委託相談支援事業者、基幹相談支援センター等の運営評価 ・ 指定特定相談支援事業、重度包括支援事業等の評価 ・ 都道府県相談支援体制整備事業の活用

各会議の標準的なシステムとポイント

(地域自立支援)協議会はプロセス(個別課題の普遍化)

機能する協議会のイメージ



ポイント5

* 全体会において地域全体で確認

ポイント4

* 課題別に具体的議論を深める。社会資源の改善・開発を全体会に提案

ポイント3

* 定例会で地域の情報を共有し、具体的に協議する場(参加者は現場レベル)

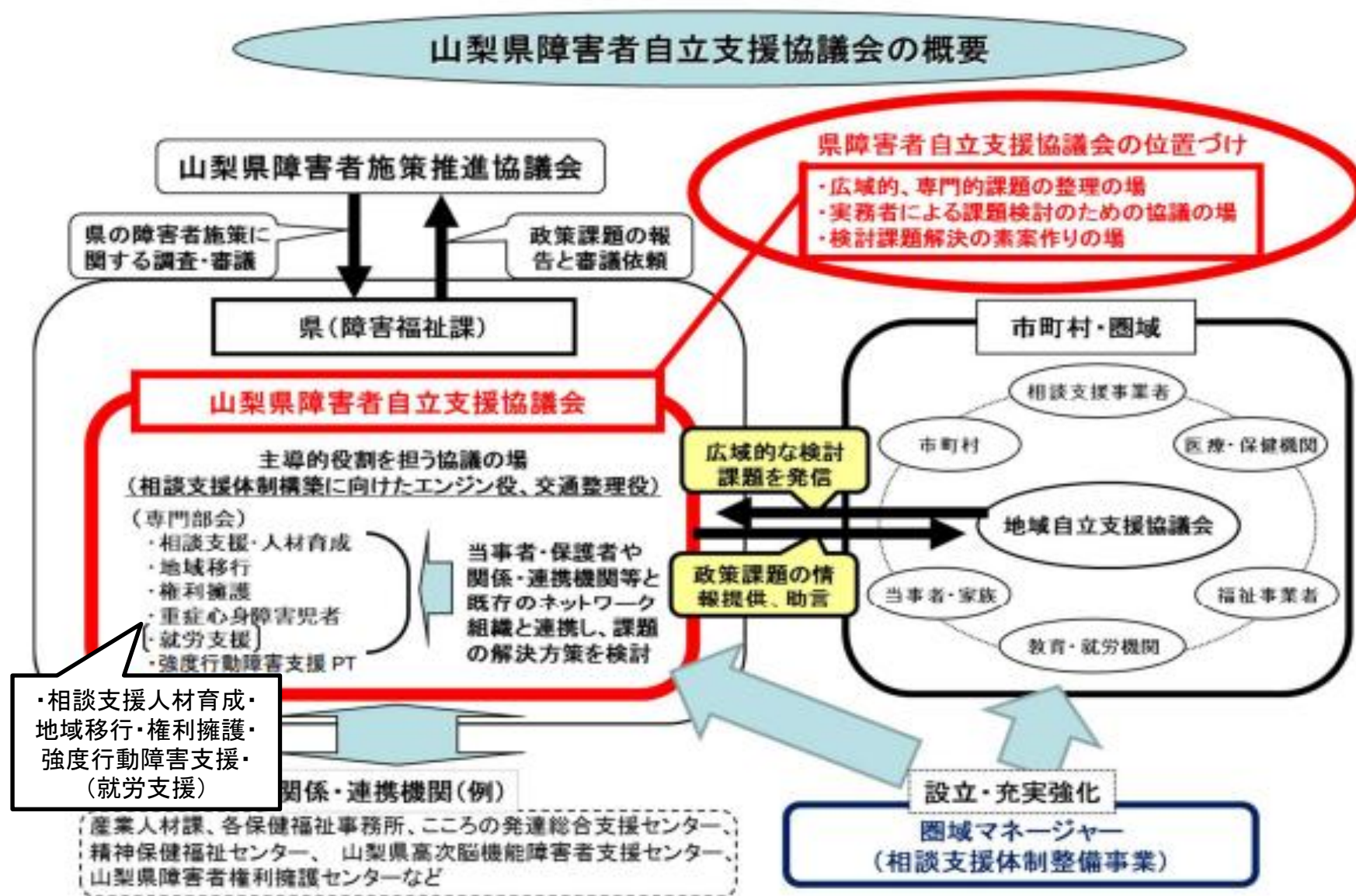
ポイント2

* 個別の支援会議で確認した課題の取扱について運営会議で協議・調整(交通整理役、協議会のエンジン)

ポイント1

* 個別支援会議は協議会の命綱
これが開催されないと、協議会の議論が空回りするが多い。
* 本人を中心に関係者が支援する支援を行う上での課題を確認する場

【組織図と概要】



山梨県自立支援協議会の状況（令和6年度 山梨県障害者自立支援協議会報告書より）

部会	
相談支援・人材育成部会	①主任相談支援専門員の役割と差異 ②相談支援事業所や基幹相談支援センターのサポート体制 ③相談支援事業所数、体制整備、体制強化の地域差 ④各種研修内容のブラッシュアップ ⑤サービス管理責任者、児童発達管理責任者の質の向上 ⑥ヤングケアラー支援についての連携
地域移行部会	#1 精神障がいにも対応した重層的な地域包括ケアシステムの協議の場の充実 #2 長期入院となっている高齢障害者の地域移行を更に推進していくため、また8050 問題等親亡き後の生活を地域で支える福祉・介護・医療の包括的な支援・連携体制の 構築 #3 入所施設職員・相談支援専門員の意識改革の必要性 #4 ピアサポートの充実 #5 障害者の住まいの確保の困難さ #6 精神保健福祉法改正に伴う市町村における精神保健に係る相談支援体制整備の推進
権利擁護部会	1. 障害者自身の「権利」に対する意識を上げる必要がある 2. 支援者や担当者の「虐待」「差別」「権利」に対する意識、支援の質を上げる必要がある 3. 部会内で当事者、家族、支援者など多様なメンバーが同じテーブルにつき、事業やサービス等が適切に障害当事者に周知、理解、活用されているかを確認していく必要がある

山梨県自立支援協議会の状況（令和6年度 山梨県障害者自立支援協議会報告書より）

部会	
強度行動障害支援部会	①本県における強度行動障害児者の支援体制を確立していくため、福祉医療・教育・療育等 強度行動障害児者に関わる機関が、目指すビジョンを共有し、対応していく協議の場が必要である。②強度行動障害状態にある児者を支える事業所に対し、支援課題や対応に関しての具体的な指導・助言できるアドバイザーが必要である。また、アドバイザー導入時のサポートや成果の検証などについても、引き続き対応が必要である。③地域において、強度行動障害の状態が悪化した人、精神科病院からの地域移行が進まない人に対する「広域的な受け皿」が現状ない。また、幼児期・児童期の予防的視点を持った教育体制を構築していく必要性がある。④障害福祉サービスの報酬改定による重度障害児者への加算が創設される中、より専門的な知識を持った人材による支援が必要となるが、サービスに対するエビデンスや実態を把握する必要性がある。
就労支援部会 （臨時開催）	令和7年10月から実施される「就労選択支援事業」に関して、地域での協議状況や開設事業所の把握・連携状況の確認を行い、各圏域の状況を共有する機会を設けることで、地域差が大きくなるようにし、サービス利用を希望する当事者に不利益が生じないようにする必要がある。また、協議が進んでいない地域もあることから協議の進めていく上での良い機会となる発信の場が必要となっている。

詳細については県ホームページをご参照ください

例えば

令和6年度 山梨県障害者自立支援協議会 専門部会報告書

部会名	就労支援部会（臨時開催）
令和6年度の取り組みの成果	
○課題 令和7年10月から実施される「就労選択支援事業」に関して、地域での協議状況や開設事業所の把握・連携状況の確認を行い、各圏域の状況を共有していただく機会を設けることで、地域差が大きくなりようにし、サービス利用を希望する当事者に不利益が生じないようにする必要がある。また、協議が進んでいない地域もあることから協議を進めていく上での良い機会となる発信の場が必要となっている。	
○今年度の取り組みの成果 「就労選択支援事業」状況確認連絡会の開催 日時：令和7年1月29日（水）13：30～15：30 場所：山梨県防災新館会議室 参加者：各地域協議会2名、各就業・生活支援センター、各支援学校進路担当、各圏域マネージャーとオブザーバーとして、山梨県社会就労センター協議会：内藤氏、山梨県知的障害者支援協会就労部会：中村氏・三宅氏、県特別支援教育・児童生徒課：田住氏の4名と県障害福祉課、県自立支援協議会委員：秋山計44名	
・確認検討項目 ①就労選択新事業の制度の理解について ②実施事業所の確認や把握、受け入れ体制について ③相談支援事業所との情報共有や連携について ④学校も含めた地域との連携について。 以上の4点を中心に協議、共有を図ったことで、各地域において取り組みを進める良い機会となっている事や自地域の点検などにつながっている。また、他地域の情報を共有することで、地域資源の連携調整を働きかける良い機会となった。	
○今後必要な取り組み	
・当事者の不利益や地域差が生じていないかの確認。 ・選択支援事業所の運用状況や連携状況の確認。 ・選択支援アセスメント結果の活用についての確認。 ・学校や相談支援事業所等も含めて、地域連携の状況確認。 以上を地域協議会中心に確認を行いながら取り組んでいく必要があるが、県全体での課題などが見られる場合は検討調整を図っていく必要がある。	
＜要約＞	
・令和7年10月から、新しく「就労選択支援事業」のサービスがスタートする。各地域の準備や状況の確認をするため各地域や担当者に集まってお話し合いを行った。地域ごとに準備をしていく良い連絡会となった。 ・今後は、各地域でサービスがスムーズに利用できるように取り組むが、県全体での課題がある場合は、検討や調整が必要。	

例：甲府市地域自立支援協議会（第41回 地域自立支援協議会報告より）

構成メンバー	学識経験者、障害者当事者、当事者家族、障害福祉事業所、相談支援事業所、甲府市障害者基幹相談支援センターりんく、医療保健関係者、権利擁護関係者、地域包括支援センター、教育関係者、就労関係者、障害児関係者、社会福祉協議会、行政、各専門部会会長、圏域マネージャー（オブザーバー）
部会	・地域移行部会 ・ 児童部会 ・ 医療的ケア児の支援部会 ・ 就労支援部会 ・ 相談支援部会 ・ 権利擁護部会
第41回 令和7年2月協議 次第	1 会長あいさつ 2 議事 （1）専門部会等の活動報告 ①地域移行部会 ②児童部会 ③医療的ケア児の支援部会 ④就労支援部会 ⑤相談支援部会 ⑥権利擁護部会 （2）甲府市障害者基幹相談支援センターりんくから （3）甲府市地域生活支援拠点らいぶから （4）日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の評価について （5）その他 ・ 県と地域の合同自立支援協議会の報告 ・ 令和7年度甲府市地域自立支援協議会開催予定について ・ その他

詳細については市ホームページをご参照ください

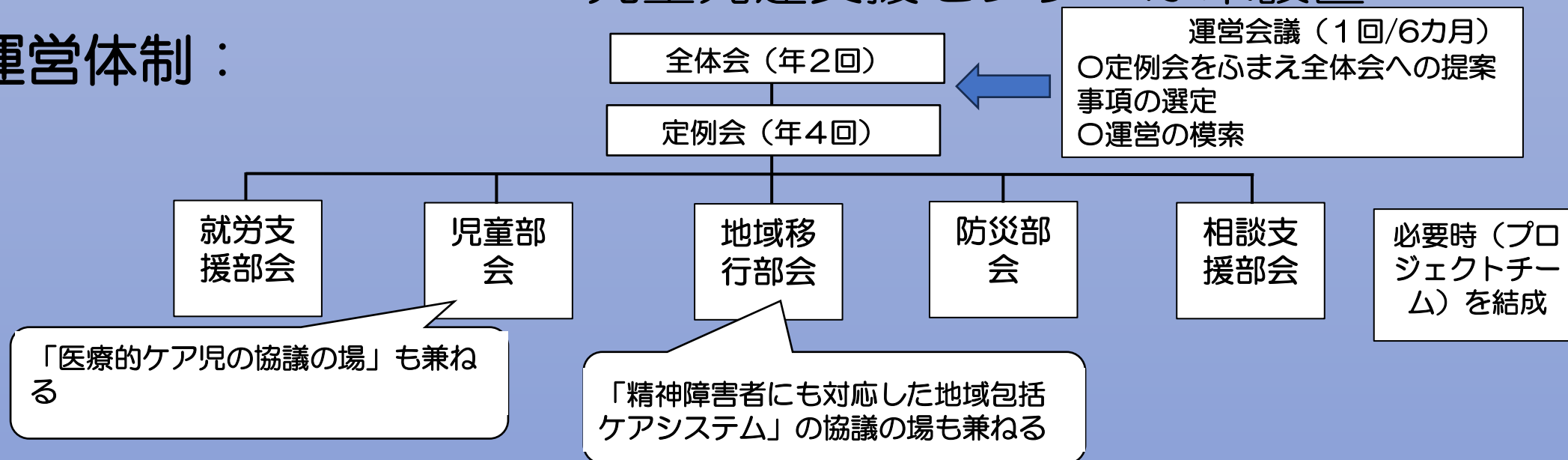
自立支援協議会を知ろう！

所属協議会：富士北麓障害者自立支援協議会 6市町村共同設置

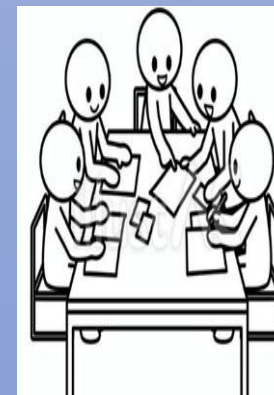
6市町村総人口 約96896人 手帳取得者 46843人（R7 4・1）

直面している地域課題：移動（山間地もあり、公共交通機関が不充足）
防災（インバウンド影響や富士山噴火の懸念）
児童発達支援センターが未設置

運営体制：



市町村障害福祉計画：6市町村での、それぞれの部会の該当する項目を検証し、定例会に報告していく



各部会の取り組み（各部会 2か月に1度の開催）

就労部会：就労移行事業所グループと就労継続事業所支援グループで協議。移行グループでは障害者雇用の拡大、就労継続グループでは、工賃向上についてそれぞれ協議。

児童部会：医療的ケア児グループ⇒医療的ケア児の各市町村保健師等への実態調査。ケース検討。家族の社会進出の実現に向けて協議。

児童発達支援センターグループ⇒富士北麓圏域内での児童発達支援センター設置へ向けて真に必要な機能、運営方法について協議。

地域移行部会：各6市町村別にグループ分け（行政、事業所）を行い、一昨年の地域診断結果を基に掘り下げ、個別具体的に課題を抽出。退院可能な精神科病院長期入院患者（圏域外精神科病院）からのケース共有を実施

防災部会：富士河口湖町との個別避難計画作成への協力。富士河口湖町防災訓練等の参加。鳴沢村防災計画への協力。富士山噴火についての学習会と当事者団体からの意見集約。

相談部会：県相談部会の相談支援調査結果の共有と地域相談支援体制の課題の共有。事例検討会を行う。

構成メンバー：障害当事者・家族 障害事業所 行政 基幹相談支援センター 保健所 就労・医療・教育関係者など



協議会があってよかったこと・成功事例とは・・・



よかったこと：

- ・行政（官）のみではなく、事業所（民）と困っている個別の事例を共有できること。
- ・その個別事例が他でも生じてくると、地域の共通課題として認識ができること。
- ・それを調査や分析をして、根拠を出し、行政などに提言していき、制度化等に結びつけることができること。
- ・そして何よりも、縦のつながりのみではなく、横のつながり、顔の見える関係が構築できること。

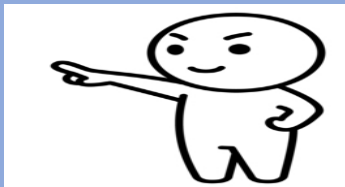
成功事例：

- ・強度行動障害者の支援について県協議会へ提言（R1年）
翌年県強度行動障害支援プロジェクト結成（現県強度行動障害支援部会）
- ・新型コロナウイルス地域事業所スタッフ利用者への早期接種の対応（令和2年）
- ・富士河口湖町 個別避難計画作成協力費（該当計画相談支援事業所：令和6年）
- ・移動に関する制度化へ向けて実態調査からの6市町村への提言（令和6年）

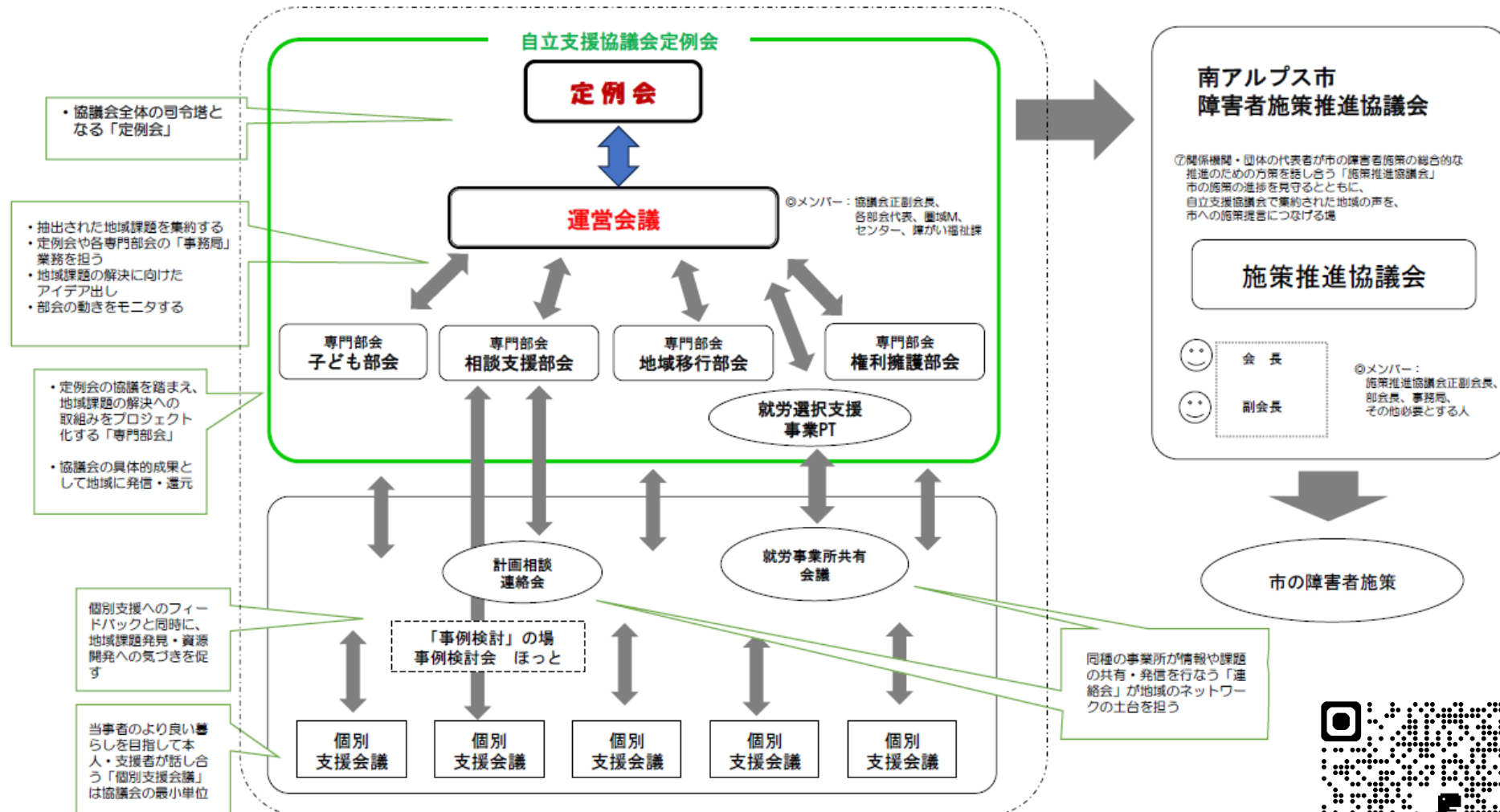


こうなったらよいと思う今後の協議会とは・・・（5つの大切さ）

- 地域協議会の目的、役割を、参加している人達が改めて確認をしていく（初心に立ちかえることの大切さ）。
- 当事者・当事者家族の更なる参画を進めていくこと。その声を大切にしながら、官と民と協働のメリットを活用し、地域課題の解決に向けて、手段として地域協議会を更に活用していく（活用大切さ）。
- 地域協議会の存在を、障害福祉に関わる人以外の人たちや地域住民知っていただく（情報発信の大切さ）。
- 地域協議会に傍聴も含め参加可能な体制整備（アクセス容易の大切さ）。
- 地域の関わる人や地域住民が我がごととして考えていけるような地域協議会運営を目指していく（我がごと視点の大切さ）。



令和7年度 南アルプス市障害者自立支援協議会体制図

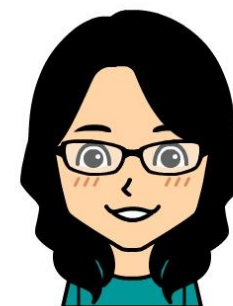


【自己紹介】
社会福祉法人
蒼溪会
ボヤージュ施設長 &
主任相談支援専門員

【所属自立支援協議会等】

- ・南アルプス市自立支援協議会 会長
- ・地域移行部会 部会員
- ・相談支援PT 部会員
- ・障害支援区分認定審査会委員

【南アルプス市】
人口 約7万人
手帳取得者 3742人



南アルプス市自立支援協議会

各部会について

地域移行部会	① 精神科病院の社会的入院の解消に向けて、実践モデルをつくる ② 南アルプス市における精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築に係る取り組みを推進する ③ 医療・保健・福祉の連携体制を構築する ④ 施設入所者の地域生活移行の取り組みを推進する
権利擁護部会	① 当市における障害者虐待の事例から虐待防止に向けた課題の共有。 ② 障害福祉現場において虐待防止を推進する人材の育成や検証結果から見えてきた課題解決を目的とした、効果的に実践に還元される研修会の企画 ③ 虐待防止・差別解消・合理的配慮・意思決定支援等、当事者の権利を守る為の取り組みの周知・啓発活動の企画 ④ 権利擁護センターとの連動・協働
こども部会	① 進路を踏まえた福祉サービス(手帳・児発・放デイ等)の利用がされるよう、関係機関との協議 ② 子どもに関わる支援者が正しい知識を持つ(研修等) ③ 医療的ケア児の課題への対応
相談支援部会	南アルプス市の障害者相談支援における課題を整理・検証し、行政・相談支援双方が円滑に連携できる環境の整備と相談支援体制の強化。

あってよかった自立支援協議会

- 地域移行部会で県内初の精神科病院の訪問実施。南アルプス市民全員。県外も！？
- 長期入院している70代男性
- 訪問後に市に「退院したい。ふるさとに戻りたい」と連絡が入る
- チーム編成をして地域移行支援導入
→医療・福祉・行政の連携の在り方を確認
- 退院して、故郷のGHに入居
- 報酬改定と行政の担当者の入れ替わり等で、従来通りに相談支援事業の請求ができなくなる
- 官民協働で共通認識をしていく必要性
- 相談支援プロジェクトチーム発足
- 相談支援PTにてガイドラインを作成
- 部会として、相談支援体制の検討や、モニタリング検証の形をつくる



～大切に感じていること～

- PT意識を持った自立支援協議会（なんために？を問い続ける）
 - 実行可能なメンバー構成と言葉の定義
 - 情報の開放性・透明性
 - それぞれの意志を大切にできる文化
 - 顔が見える関係！ではなく、ソーシャルアクション
- そして、地域課題へと柔軟に取り組む事

